

「ホワイト物流」推進運動

持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

企業・組合名	役職	氏名	所在地	主たる事業	ホームページ
artience株式会社	代表取締役社長	高島 悟	東京都	製造業	https://www.artiencegroup.com/ja/

当社は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、以下のように取り組むことを宣言します。

最終更新: 2024年3月15日

(取組方針)

・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組みます。

(法令遵守への配慮)

・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

(契約内容の明確化・遵守)

・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

No.	分類番号		取組項目	取組内容
1	A	⑤	幹線輸送部分と集荷配送部分の分離	幹線輸送部分と配送部分の分離に積極的に取り組み、効率的な物流を推進します。
2	A	⑦	運転以外の作業部分の分離	物流事業者から運転業務と運転以外の附帯作業の分離について相談があった場合は、真摯に協議に応じます。
3	B	①	運送契約の書面化の推進	運送契約の書面化を推進します。
4	B	②	運賃と料金の別建て契約	運送契約を締結する場合には、運送の対価(運賃)と運送以外の役務等の対価(料金)を別建てで契約することを原則とします。
5	B	④	下請取引の適正化	自社及び運送契約の相手方の物流事業者に対しても、下請けに出す場合に「運送契約の書面化」と「運賃と料金の別建て契約」に対応するよう要請します。
6	C	①	契約の相手方を選定する際の法令遵守状況の考慮	契約する物流事業者を選定する際には、関係法令の遵守状況を考慮します。
7	D	②	異常気象時等の運行の中止・中断等	台風、豪雨、豪雪等の異常気象が発生した際やその発生が見込まれる際には、無理な運送依頼を行いません。また、運転者の安全を確保するため、運行の中止・中断等が必要と物流事業者が判断した場合は、その判断を尊重します。
8	F	①	共同物流の推進	原料サプライヤーや他企業と連携し、共同物流の取り組みを推進します。

PR欄	私たちartienceグループは、企業の垣根を越えた共同物流の取り組みを推進しています。協業いただけるパートナーを募集しております。 連絡先: 生産企画室 scm@artiencegroup.com
-----	---